

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 10 月 20 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

安芸高田市手数料条例(平成 16 年条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 2 条関係)	別表(第 2 条関係)
1. 一般関係	1. 一般関係
(表は省略)	(表は省略)

<p>2. 戸籍関係 (表は省略)</p> <p>3. 環境衛生関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)、(5)又は(6)の規定に基づく、次に掲げる旅館業の営業の許可を受けた地位の承継の承認 (旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、同法第 3 条の 3 第 1 項又は同法第 3 条の 4 第 1 項) ア 第三者への営業の譲渡、生前相続等 イ 法人の合併又は分割 ウ 営業者の死亡による相続</td> <td>旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</td> <td>1 件につき 7,400 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 福祉保健関係 (表は省略)</p> <p>5. 産業建設関係 (表は省略)</p> <p>付表 (略)</p>	事務	名称	金額	備考	(略)				県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)、(5)又は(6)の規定に基づく、次に掲げる旅館業の営業の許可を受けた地位の承継の承認 (旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、同法第 3 条の 3 第 1 項又は同法第 3 条の 4 第 1 項) ア 第三者への営業の譲渡、生前相続等 イ 法人の合併又は分割 ウ 営業者の死亡による相続	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき 7,400 円		(略)				<p>2. 戸籍関係 (表は省略)</p> <p>3. 環境衛生関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)又は(5)の規定に基づく旅館業の営業の許可を受けた営業者たる法人の合併若しくは分割の承認又は旅館業の営業の許可を受けた営業者の相続の承認(旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は同法第 3 条の 3 第 1 項)</td> <td>旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</td> <td>1 件につき 7,400 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 福祉保健関係 (表は省略)</p> <p>5. 産業建設関係 (表は省略)</p> <p>付表 (略)</p>	事務	名称	金額	備考	(略)				県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)又は(5)の規定に基づく旅館業の営業の許可を受けた営業者たる法人の合併若しくは分割の承認又は旅館業の営業の許可を受けた営業者の相続の承認(旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は同法第 3 条の 3 第 1 項)	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき 7,400 円		(略)			
事務	名称	金額	備考																														
(略)																																	
県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)、(5)又は(6)の規定に基づく、次に掲げる旅館業の営業の許可を受けた地位の承継の承認 (旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、同法第 3 条の 3 第 1 項又は同法第 3 条の 4 第 1 項) ア 第三者への営業の譲渡、生前相続等 イ 法人の合併又は分割 ウ 営業者の死亡による相続	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき 7,400 円																															
(略)																																	
事務	名称	金額	備考																														
(略)																																	
県条例第 2 条の表の第 4 号の 5(4)又は(5)の規定に基づく旅館業の営業の許可を受けた営業者たる法人の合併若しくは分割の承認又は旅館業の営業の許可を受けた営業者の相続の承認(旅館業法第 3 条の 2 第 1 項又は同法第 3 条の 3 第 1 項)	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1 件につき 7,400 円																															
(略)																																	

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 52 号)附則第 1 条に規定する政令で定める日から施行する。